

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十一号

昭和三十三年三月十三日(金曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 田川 誠一君 理事 渡海元三郎君

理事 中島 茂吉君 理事 永田 亮一君

理事 藤田 義光君 理事 川村 継義君

理事 佐野 憲治君 理事 安井 吉典君

理事 伊東 隆治君 大石 八治君

大西 正男君 奥野 誠亮君

亀岡 高夫君 久保田四次君

武市 恭信君 登坂重次郎君

村山 達雄君 森下 元晴君

山崎 巖君 和爾俊二郎君

秋山 徳雄君 阪上安太郎君

重盛 寿治君 千葉 七郎君

華山 親義君 細谷 治嘉君

栗山 礼行君 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 早川 崇君

出席政府委員

自治政務次官 金子 岩三君

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房長) 松島 五郎君

自治事務官 宮澤 弘君

(大臣官房參事) 宮澤 弘君

自治事務官 柴田 護君

(財政局長) 柴田 護君

自治事務官 細郷 道一君

(稅務局長) 細郷 道一君

委員外の出席者

自治事務官 佐々木喜久治君

(稅務局府県 佐々木喜久治君

自治事務官 森岡 敏君

(稅務局市町村 森岡 敏君

自治事務官 石川 一郎君

(稅務局固定資 産稅課長)

專門員 越村安太郎君

本日の會議に付した案件

地方稅法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇九号)

市町村民稅減稅補てん償償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案

(内閣提出第一〇九号)

○森田委員長 これより會議を開きます。

地方稅法等の一部を改正する法律案及び市町村民稅減稅補てん償償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の兩案を一括議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。華山親義君。

○華山委員 こまかくなりますが、一応終つたつもりでございましたけれども、歸つて見ますとやはりいろいろな疑念がありますので、遊興飲食稅の取り扱い方についてお尋ねしたいと思ひます。

昨日、外國人がホテルなどでパーティーをやつて日本人を呼んだ場合には、外國人の分だけが免稅になるのだというお話でございましたが、逆に日本人が外國人を呼んだ場合に、日本人のポケットからもちろん出るわけでございます。その場合には外國人の分は免稅になりますか。

○細郷政府委員 法のたてまえは、外國人の分だけは免稅になります。

○華山委員 そうすると、日本人が外國人を呼んだ場合には免稅になる、そういうことでございませうか。

○細郷政府委員 その外國人の行為にかかる分だけ免稅になります。

○華山委員 法の精神といたしましては、外國人のそういうふうな負担を軽減するという意味なんであつて、日本人が払う分になぜ軽減になるのか。

○細郷政府委員 この遊興稅自体が場所と行為の規制を受けて課稅をする、こういうたてまえになつております。今回の場合、外客について法に示された場所での飲食の行為をした場合には、その部分が免稅になるということでございます。その外國人の行為にかかると分だけ免稅になるわけでございます。

○華山委員 それでは法の精神から逸脱しておりませんか。日本人の出す金さえも外國人を招待した場合には安くなる、こういうことをやはり法で考えておるのでございませうか。

○細郷政府委員 外人の行為にかかるもので区分をいたすことになつておりますので、外人の行為にかかる分だけが今回の免稅の対象になる、こういうことでございませう。

○華山委員 それは法の解釈はそうでございませうけれども、法の精神がそうでないとするならば、私はこの法律そのものには反対でございませう。

ども、そうでないような法律をつくればよろしいのでございませうか。なぜそんな、外國人を呼んだ場合に日本人の稅金が安くなるのですか。外國人のポケットを軽くしようという趣旨であるならば、日本人が外國人を呼んだ場合にも軽くするということは、ないのじやございませうか。何も外國人に迷惑を及ぼしておられない。この法律それ自体に私は反対ではございませうけれども、そういうふうな立法なすつたらいかでございませうか。

○細郷政府委員 遊興飲食稅自体が場所と行為を基礎にいたしまして課稅をいたすたてまえでございませう。同時に、その行為者にそれだけの行為をする拒力がある、こう見て、その消費金額に課稅する、こういうたてまえを法はとつておるわけでございます。ただ、現実の問題といたしましては、いろいろ飲食等の行為をいたしました、消費行為をいたしました場合にも、それだけの人がその自分の行為分に就いて料金を払うというようなことは、現実の場合にはいろいろなケースがあるわけでございます。現行法でまいるわけでは、あらゆる場合が課稅というたてまえになつておりますので、その辺は現実の問題との調和で一本に処理をすることができわけでございます。が、今回のようなこの措置になつてまいりますと、その部分だけが法律的には免稅になる、こういうことになるわけでございます。

○華山委員 政府は例外規定をつくることは——もういつでも例外規定、例外規定でいつている。私はそういう場合には、かりにこの法があつたとしても、外國人を招待する日本人には稅金をかけないというふうなことはおかしいと思ふ。考えていただきたいと思ひます。

それから次に伺ひますが、一つの例をもつて申し上げたほうがいいと思ひます。ある外國人がキャバレー等に行つた、そこで酒も飲むし、料理も食べるし、ショーとかいうものもある。それで、ショーも見るでしよ。酒を飲んだ合間にはダンスも——このごろホステスと言うのですがやつた、こういうふうな場合には、受け取り書にはショーの部分、ホステスの部分というものは分離して書いてあるものであつた、どうですか。私、最近知りませんが、どうなつておりますか。

○細郷政府委員 經營の態様によつていろいろあると思ひますが、いままではそういうところでの遊興行為も飲食行為も、あるいはその他の利用行為も、すべて同様な課稅、同率の課稅ということになつておりましたので、とくに一本で書かれておつたような場合があるかと思ひますが、今回こういうことになつたりますと、その部分を区分して明らかにしないと、逆にいえば免稅の特典が受けられない、こういうことになるかと思ひます。

○華山委員 じゃこれからは、ショーの部分で幾ら、ホステスの部分が幾らと、こう分けて領収書をつくらせる御方針ですか。

○細郷政府委員 形式的にはこの法律が成立したした暁には、適正な執行ができるようなくふうをいろいろいたしてまいりたいと思いますが、御指摘のような区分も一つの方法であろうと思っております。また、そういった場合に、それを的確に把握するための調査等の行為も、いままでよりはよいにしなければならぬと思います。

○華山委員 はなはだ抽象的でわからないのでございますが、いままでのやり方から見ても、その領収書なるものに、ショーの部分は幾ら、ホステスのサービス料は幾ら、こういうふうに分けて書かなければ私ではできないと思う。そういうことは、しかし実際上は私ではできないと思うのです。そんなことを業者に言ったら、業者はやれませぬ。実際問題として、いままで、このホステスの部分もショーの部分も、全部飲食費の中に入っている、私はそう思う。そうして請求している。それを分けて書け、特に外国人の部分だけ分けて書けなんていったって、書けるものじゃないんじゃないですか。

○細郷政府委員 現在でも、たとえば料理屋におきます花代等につきましては、これは御承知のように遊興行為でございますが、花代につきましては区分をして領収証に書くようにいたしております。こういったことは、一つに

はやはりそのそれぞれの経営あるいはそれぞれの社会の慣習もございまして、そういう行方方々をとっていただくのでございますが、従来も花代につきましては特別な税率を使っておった時代もございましたので、同じ料理店におきます消費行為の中でも、花代とその他の飲食については区分をして書かせる、こういうような指導もし、現実にはそれが行なわれておるわけでございます。バー、キャバレー等におきましては、いままで一本課税であつたといつたようなこともございまして、区

分が現実には、おそらく便宜の問題もあると思ひますが、実際上は一本で書かれておつたわけでございます。今回こういうことになつてまいりますと、逆に納税者の側から申しますれば、この免税の特典と申しますか。この免税を受けるためには、主張すべき点として、そういう点を区分していかなければならぬ、こういうことにならるわけでありまして、そういう意味で領収証の書き方等についてもくふうを要しなければならぬ、こう考へております。

○華山委員 くだいようですけれども、昔の花代は、前からきちんとしていたものであつて、これは分けて書けます。そういうふうな受け取り証を出すのでありますけれども、キャバレーにおきまして、やれバンド代が幾らだの、ホステス代が幾らだの、ショーの代が幾らだの、そんなことを分けて書けるはずがないと思うのです。そういうことを局長がお考えになつておるとするならば、それは非常に無理な注文です。そんなことはできません。戦後いままでだつて、そんなことをやつた

ことはないでしよう。そういうふうなことを考えると結局要するに、バーやキャバレーでは外国人は税金がない、こういうことになつてしまふ。結局そうなります。そういたしますと大臣がおそれられるように、日本という国は、いまでもそうであるように、南方の天國のように考へておる、昔の上海のようになつておる、そういうことを局長のおっしゃることをどう攻撃するわけじゃございませぬけれども、そういうことをおやりになるというならば、ほんとうにやつていただきたい。私は、まずできないと思ひます。

それからきく大臣は、いろいろなところに揭示をすることは慎重に考慮したいと言ひますけれども、外人が迷惑いたしますよ。このバーに入れば、これは税金がないんだ、このバーに入れば、これは税金はあるんだということがわからなければ、どこのバーにだつて日本人なら知つていられるでしょうけれども、入るでしよう。ところがあるところでは税金をとられた、あるところでは税金をとられない、こんなことになつてはおかしくないことになると思ひます。ですから表示を掲げる掲げないということは考へる、こうおっしゃいますけれども、掲げなければだめです。掲げたら日本はおかしな形になる。各店に全部掲げなければならぬ。この店は外国人には税金がかかりません。あつちの店に行くと、この店には外国人には税金がかかりません。みな書いておかなければ外国人は困つてしまふでしよう。戦後のオフ・リミットのようになつてしまふ。そういうことをやらなければ外国人はかえつて迷惑い

たします。おやりにならないというつもりでお考えになつたのか、どういふ方針でいられますか。

○細郷政府委員 遊興料飲税の実際の担税者は、消費行為を行なう者であります。それをそういう場所の経営者が特別徴収をして納める、こういう形になつておるわけでございます。したがつて、消費をして実際に担税する消費者並びに特別徴収義務のある場所の経営者が、それぞれ免税あるいは非課税の特典を受けるためには、それだけの手續をしなければならぬものと考えております。したがつて、先ほど来出ておりますやうな、かりに領収証の面でそれをどうするかといったやうな場合には、やはり領収証の中を区分をいたしませんと、むしろ全部課税というやうな形になつてしまふわけでありまして、それでは法の適正な執行ということになりませんので、やはりそういう手續が必要ではなからうか、こう考へておるのでございます。

なお揭示につきましてもさういつたたてまでございまして、やはり消費者あるいは行為者に、そういうことがわかるやうな揭示はしなければならぬと思つております。ただ今回の場合には、たとえばバー、キャバレーにおきましても、遊興行為は課税であるが、飲食行為は非課税であるといふことになつてまいりますと、その場所自体が、この店は免税の店であるといふやうな表示にはならない、いささしく親切な表示をしなければならぬ、かように考へております。

○華山委員 局長はお仕事の上からあるいは税法の執行の上から、当然なことを言つていられる。この当然なこと

が私は行なわれないだらうということを中心配するのです。それはもうほんとうにその店の原価計算から始めなければできません。バンド代が幾らだとか、ホステス代が幾らだとか、ショー代が幾らだとか、全部その店の経営を分析して、きちつとしなければならぬことなんだ。そういうふうな経営形態に私はあつたところはない、いふことと思ふ。局長は、お役人として、りっぱにお答えになつておりますけれども、そのりっぱなお答えが、実行には移されないだらうというのを私は思つてゐる。この答へとしてはそれでよろしうございませうけれども、実際問題として必ずお困りになります。また、多くの税務官は、必ず困ります。私はこういう複雑な税法は、税務の面からいつても設けるべきではない、こういうふうに考へます。

この質問はこれで終わります。次に、市町村民税のことにつきまして伺ひますが、一般質問におきまして、減税に伴う補てんの質問がありまして、その際に大蔵大臣は、きわめて簡単でございまして真意を補足したのでございましてすけれども、大蔵大臣の答へと私の推測を入れれば、基準財政需要額、そういうものが各市町村にはいつてゐるんだ。そこまではいつてゐるんだ。それをこして税を取らうといふやうなことは、基準財政需要額をこえるものであるから、これを補てんする必要はないのだけれども、激変を緩和する意味で補てん策をとつたんだ。こういうふうには私は了解したのでございまして、従来からの御交渉もございまして、大蔵省の意向はそういうことではございませうか。

○細郷政府委員 大蔵大臣の言われたことは、私も直接聞いておりませんが、私ならならぬと思いますが、いまの御質問の趣旨から判断いたしましてお答え申し上げます。

従前、この地方の財政制度におきまして、交付税の配分にあたっては、基準財政需要額と基準財政収入額の差額を交付税で交付する、こういうことは御承知のとおりですが、この場合の基準財政収入額に、住民税につきましては、本文方式でかつ標準税率、標準的な税率の場合の収入が取り得るものとして計算をしまいいつておるわけでありす。したがって、その外の部分につきましては、いわばその団体の独自の見解に、あるいは判断に基づきやり方ではなからうかといつたようなことから、補てんの要なしというような議論が出たものと考えております。

ただ私どもとしましては、従来から住民税の課税方式が、かつては五つあり、最近では二つある、こういったようなことは、自治体にそれぞれの選択をまかせたてまえをとっておるのでありますから、その選択、判断がどうであらうと、これはそれ自体を現実の問題として受けとめていかなければならない。かつ今回はその方式が分かれておりますことが、住民の負担の全国的な公平化の面から問題があるということと、こういう措置をとって、方式を一つに限定してしまふわけでありすので、その間の財政的な変化に關しては、やはり国においてめんどうを見るべきではなからうかというようなたてまえから、御提案申し上げておるような方向によっておる次第でございます。

す。

○華山委員 大蔵省と御交渉なさったと思いますが、その際大蔵省は、大臣の答弁の様子を見ると、補てんにつきまして反対をしたように見えますけれども、そういうことはございせんでしたか。

○細郷政府委員 結果はともあれ、過程におきましては強い反対がございました。

○華山委員 その趣旨はどういう趣旨でございすか、大蔵省の反対の趣旨は。

○細郷政府委員 ただいま申し上げましたように、自力で処理すべきであらうというのが基本的な考えと思ひます。

○華山委員 そうしますと、大蔵省の根底には、基準財政需要額というものがあつたので、これによって最低の行政水準はできる、そういうふうな考えに立つものと了解されますか。そうでございすか。

○細郷政府委員 おおむねそういう考えが基本になつております。

○華山委員 私もそういう趣旨だと思ふのでございすけれども、これは非常に間違つておると思ふ。局長は間違つておるというふうにお考えになりますか、大臣はどうかお考えになりますか。

○早川国務大臣 理屈からいへば大蔵省の言うことも、本文方式の収入でやつておるのですから、片一方はただし書き方式で余分の収入があるじやないか。しかし御承知のように、交付税のあれだけではいかぬいろいろな支出があるわけですから、たとへば、単価が交付税で算定しておるよりも、公営住宅、

学校建築あるいは国保の事務職員の費用、道路、その他あらゆる面におきまして、交付税の基準財政需要額を上回る支出が現実に出ておるわけでありす。しかもただし書き町村というのは貧弱な町村でありますから、やむを得ずそういう支出を余分にしておる。

さればといつて、これを理屈どおりに割り切つて補てんしないとなりす。現実には言つたやうな穴があいて非常に困るわけですから、こういうことで、われわれといたしましてはあくまで、この大きな改革でございすから、過渡的に国が交付税という大きなワケでお手伝いをしなければいかぬじやないか、こういうふうに考えまして、大蔵省を説得いたしまして、今日御提案しておるやうな補てん措置を講ずることになつたわけでありす。

○華山委員 そういふ話の間からうかがわれますことは、大臣も大蔵省にも一理があると言われますけれども、基準財政需要額そのものが低いものではなからうか。基準財政需要額といふものから、市町村の行政水準をある程度に保てるものであるならば、私は大蔵省の言うことはほんとうだと思ふ。保てないからこういふことになつておる。その原因は何か。要するに地方交付税が足りないということだ。地方交付税の総ワケが足りない。地方交付税の総ワケの上に立つて、この分配のしかたはいろいろございすし、うけれども、その総ワケの中で、基準財政需要額といふものが、算術的に出てくる数字なんだ。ですから、基準財政需要額が満くなければいけない。基準財政需

要額が低いということが、私は地方行政の最大の重点的なところにあると思ふのです。それで、基準財政需要額といふものを高める、そのことの努力は何によるか。要するに、私は地方交付税といふものの率をもっと高くしなければいけないのじやないか。私は大蔵省の言うことは矛盾しておると思ふ。ある程度の地方交付税の率をきめておいて、そこから算術的に算出されたところのものをもつてこれでやるというふうなことは、これは私は何ともならない理論じやないかと思ふ。

ひとつ基準財政需要額を高めるために、その根本になるところの交付税の率といふことを高めるために、今後ともぜひ御努力をお願いしたいと思います。

それから、このたびの市町村民税のやり方によって、いわゆる地方税の特色でありますところの負担分任制といふことがありますが、こういうふうなものとは相当後退したものだ、こういうふうな考えでよろしうございすしやうか。われわれといたしましては、やはり社会政策的な税の考え方と、地方税におけるところの負担分任制という特色と、そういうところの矛盾を考慮するのでございす。このたびの措置によりまして、負担分任制はある程度後退させた、こういうふうな考えでよろしいのでございすしやうね。

○細郷政府委員 地方自治体の税制として負担分任が要請される、これは御指摘のとおりでございます。しかし一方では、国民全体の社会経済の水準に必じた合理的な租税負担ということも強く要請されるわけでございまして、その両者の調和をどの点に求めるかといふことが、現実の処理の問題になる

うかと思ひます。そういう意味合いにおきまして、負担分任の度合いをどの程度に広げていくか、どの程度まで求めていくかといふことは、やはりそのときどきの情勢によって判断をしていかなければならない、かように考えておるわけでありす。今回こういうことを行ないましたことによりまして、なるほどいわゆる所得割りの納税者の数は減つてまいります。その限りにおいては、数の上での負担分任制は少なくなる、かように考えますが、同時にそれが反面では国民の租税負担の合理化の程度といふものの調和において、一応是認するべきものではなからうか、かように考えるわけでありす。

なお御承知のように、今回本文方式に統一されたといひましたが、住民税の面におきましては、所得税におきましては納税義務者の幅は厚いといふわけでありす。

○華山委員 それでは固定資産税のことをお伺ひいたしますが、償却資産とそれからいろいろな農地等につきまして、首尾が一貫してないんじゃないか。片方は原価主義、片方は時価主義をとつておるんじゃないかといふことにつきまして、局長といふいろいろお話をいたしましたけれども、不幸にしてそのまゝになつて意見が食い違つております。その後私も決して無責任でやつておるわけじやないと思ひます。各会社の状態、現地の徴税の状態、その後私もできる限り調べてみました。大体におきまして簿価よりも五割高くとつていふようでありす。しかし、世の中といわれるところの含み資産が多いか少ないかといふことが、一面におきまし

は、農地だけを握え置くというようにいたしたのであります。今後、酪農中心の農業に全般的に転換されるという時代がきて、農業の様相が変わりました場合には、一考の要があると考えます。

○華山委員　変わった場合とおっしゃいますけれども、変わりつつあるのです。そうしますとこれから三年間でもそれに変わったとたんに税金が上がるという場合も生ずるわけです。これはいろいろなことでほかの条件もありましようから、現実にはどうなるかわかりませんけれども、山林については、やはり二割の限度で上げられるのですから上がるわけです。理論的におかしいのじゃないか。政府は一たん出されたものはどうしても改めない、こういう考え方はおかしいと思うのでございます。私はこの点は強く反省を求めています。将来の日本全体の農業方針おきます。

の上から反省を求めておきます。特に北海道、東北地方は、そういう面につ

きまして問題が多いと思いますので、この点は御研究をし、また農林省の意

見等も十分に聞いていたきたい。
それから、このごろ私はよく聞くの

でございませけれども、団地等を東京の近郊等につくられると、そのために

いろいろな施設がかかって、市町村が非常に負担が増加する、こういうこと

をよく言われます。こういうふうなことで、このたびいろいろな点で住宅政策

のために減税措置をとられるようでありますが、ますますその問題が困り

はしないかと思いますが、そういうふうな団地のそういうことにつき

まして、特別な御方策をおとりになつていましょうか。

○細郷政府委員 今回固定資産税あるいは不動産取得税についてとりました住宅措置につきまして自体は、特に同地とそれでないものとの区分をいたし置ておりません。一般的にとつておる措置でございます。特に差はございませ

○華山委員 私お聞きいたしますことは、大田地ができませんと、その土地の市町村は小学校もつくらなければいけ

○細郷政府委員 団地ができませんと、御承知のようにいろいろこれに伴う施設を地元市町村がせざるを得ないの

○細郷政府委員 現在電気ガス税の明年度の収入見積もりとしては、五百一億でございます。そのうち、各種の特別措置その他の免税、非課税等によります減収額は、全部で百九十二億、

といったようなことが、現実の問題として処理を要する問題ではなからう

○華山委員 その点を御考慮になりま

○細郷政府委員 水道は非課税でござ

○華山委員 いや、五百一億の中にど

○細郷政府委員 ちょっと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

す。○華山委員 そのうち、水道のために

○細郷政府委員 水道は非課税でござ

○華山委員 いや、五百一億の中にど

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

百九十二億は、現在の非課税全部を入

○細郷政府委員 水道は非課税でござ

○華山委員 いや、五百一億の中にど

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

○華山委員 大体いまお聞きするところ

○細郷政府委員 ちよつと、水道の分

まして、交付税の面なりそういう面

○細郷政府委員 電気ガス税について

○華山委員 私、もっと明快な、そ

○細郷政府委員 非常に迷惑をかけてお

○華山委員 私、もっと明快な、そ

○細郷政府委員 非常に迷惑をかけてお

○華山委員 私、もっと明快な、そ

○細郷政府委員 非常に迷惑をかけてお

○華山委員 私、もっと明快な、そ

○細郷政府委員 非常に迷惑をかけてお

○華山委員 私、もっと明快な、そ

○細郷政府委員 非常に迷惑をかけてお

○華山委員 私、もっと明快な、そ

○細郷政府委員 非常に迷惑をかけてお

○華山委員 私、もっと明快な、そ

○細郷政府委員 非常に迷惑をかけてお

○華山委員 私、もっと明快な、そ

○細郷政府委員 非常に迷惑をかけてお

％でございますと全部免ぜられて、三％である一つも免ぜられない、こういうことに相なりますか。

○細郷政府委員 現在四百八十九条に非課税の業種が定められておりますが、この取捨の基準をいたしましては、先ほど御指摘のありましたように、コスト中に占める比率がおおむね五％というのを基準にいたしておるのでございます。したがってここにあげておられませんものにつきましては全部課税、こういうことになるわけでありまして、なお五％という基準は、いろいろ議論の末生まれたものでございますので、すっきり割り切られたものとは思いませんけれども、沿革的な理由もありまして、いま一つは五％程度以上であればコストに及ぼす影響も大きい、同時に転嫁される場合の購入者への影響もあるではなかろうかといったような、いわゆる間接税の持つております特性を考慮しまして考慮されたものでございます。

○華山委員 私は税の公平からいましておかしいと思つて五％ならばあるいは五％半だったならば全部免税になるのだ、四％半だったならば免税にならない、そういう理屈は私はないと思う。こういうふうな羅列的ではないくて、抽象的に、税金のほうで調べるのですから、そういうふうなことで原則をきめて、そうしてそれに該当するところの場合には五％まで免税する、こういうふうな方向でいかなければ私は税の公平が保たれないと思う。ただし原価、第一次産業のように、特に保護しようというものは別でございますけれども、企業間におきましてはそういうことでなければ私は公平ではない

と思う。その点いかがお考えになりますか。

○細郷政府委員 五％ということだけから見ますと、その境界の公平論が起るのはいささかともたろうと思つて、ただ単に五％というだけでなく、重要な基礎資材のものというふうな意味で、二次製品以下については原則として課税してまいり、こういう考え方によつておられますので一つの産業政策であらう、こう考えております。

○華山委員 局長のおっしゃることは、私はたいへん失礼でございますけれども、答弁になっていないと思つて、さういふわけでやりました、さういふわけでやりましたといふことであつて、さうすべきじゃないかといふことについて御答弁をされたい。私はおかしいと思つてすけれども、税の公平の意味からいいたならば、私の言ふことのほうが正しいんじゃないかと思つてすけれども、さういふふうな抽象的な規定があつて私はいかと思つて五％になるまでは免税だ、さういふふうなことでなければいけないと思つてす。しかし私はこの制度そのものがいいというのではございせんから、その点は誤解のないようにお願いをしたいのでございます。

次に伺ひますが、今度綿織物、綿紡績等が新しく指定になりましたが、これはどういふ理由からでございますか。

○細郷政府委員 これらの繊維産業がわが国の輸出において占めております地位の高いのにかんがみまして、輸出振興というたてまえから、五年間の限時的な軽減措置、これをとつたわけでございます。

○華山委員 私はこの程度のことですもんなコストが下がるとは思ひませぬ。大体現在アメリカ等におきましては、日本のものが安くて自由に輸出させないといふことでも問題になつておる。どこがどういふわけであらうなことがあるのか、さういふ点を通産省からお持ちになつた場合に、市町村を保護する立場から十分に御検討になつたと思ひますが、通産省の説には御納得がございましたのでしようか。

○細郷政府委員 先ほど申し上げましたように、輸出の中で占めております繊維産業の地位といふものを、その輸出の比率あるいは輸出金額に対する比率、さういふふうな面から見てもいい、また半面では電気料金の占めております比率を考慮いたしまして、輸出振興というたてまえからさういふふうな措置をとつたわけでございます。特に綿糸等につきましては、原綿を輸入しております現在におきまして、原綿の価格自体に外国の統制と申しますか、外国でのきめられた価格が作用いたしておりますので、国内でその部分についての合理化の余地がほとんどないといふような点も考慮いたしたわけでございます。

○華山委員 納得がいきませんので、私は通産省当局のお話をお聞きしたいと思つて、それからお話しになりました。百九十二億のうちで、いわゆる第二次産業が占めておる部分は大体幾らくらになつてございせんか。

○細郷政府委員 百九十二億のうち二次、三次産業が百五十七億と見積もつております。

○華山委員 大部分が第二次、第三次産業でございせんか。大体会社はもうけておると思つて、もうけていますといふと、この五％の電気料の減免分だけはそのもうけの中に入つてゐる。それを国は法人税の、おむね法人税だと思ひますが、法人税として徴収してゐる。市町村の減免税の分を国は法人税で徴収してゐる、さういふふうな形になります。私は数字的なパーセンテージとして考へてみましたが、さういふ結果になる。さういふふうなものは当然市町村に返すべきものではないか。市町村の収入を減らして、片方で国がもうけてゐる。国がもうけてゐるといふと語弊がありますが、国が税として取り上げてゐる。そのうち交付税として三〇％程度はよこすでしようけれども、あとの七〇％は国に入つてゐる。さういふ面から見ても、さういふふうなものは市町村に還元すべきものだと思ひますが、いかがなものでございせんか。

○細郷政府委員 税制のたてまえがいろいろございまして、そのたてまえによつて処理しなければならぬと考へております。税制で補えない部分につきましては、現在の地方財政の面では交付税といったような措置をとつておるわけでありまして、なお、さういふ間接税的なものにつきましては、通例法人税上の計算では、所得がそれだけ、減免になつた分が大きな計算でございまして、同時にその分の一定割合は、交付税あるいは法人税割りのあるいは法人事業税、さういふふうなものにはね返つてまいる部分もござい

○華山委員 ございましてなくて、さういふ部分は市町村の税金を減らしたために、回り回つて国の税収として入つてきてゐるのじゃないか、さういふふうなものは国のほうから市町村に返すべきじゃないか、さういふのが私の考え方なんです。さういふ考え方、私どものものの見方が悪いのかおわかりにならないようですけれども、さういふことについていかがにお考えになりますか。

○細郷政府委員 財政全部のどんぶり勘定としては、さういふ御議論、確かにございまして、さういふ御議論、確かにございまして、税制にはそれぞれの税制のたてまえがございまして、税制上の相互関係もございまして、それぞれの税制の行き方にも、それが全部ほかの税制で補わなければならないといふふうになつてまいりますと、なかなか税制自体の全体の輪郭がむずかしくなつてまいりと思つてゐるものであります。今回のこのものにつきましても、御指摘の点は特別措置によりまして減収分だけ地方財政に穴があいておるのじゃないか、さういふ御議論だろつと思つてゐるものであります。その点につきましては、この特別措置のよしあしにつきましてはいろいろ御議論のあるところと思ひますが、年々の財政上の措置によりまして、この分だけは地方税としてはとれないものとして財政計画をつくつてまいつておるわけでございますので、一応のそれだけの措置が行なわれておる、かように考へておるのでござい

○華山委員 私は政治的に言つてゐるのです。税制がさうなつておるならさういふことじゃないのです。とにかく市

客には入らないことになります。

○秋山委員 説明のしかたはいろいろありますけれども、観光を重点にすということになりますと、軍人であうと軍属であらうと、こういう方々

宣伝をする価値というものは非常に大きなものではなからうかとも思います。特にニューヨークあたりでは、一時的には横須賀の汐留という地域がございませうけれども、こうした特殊な地域だけのことが新聞や雑誌に載ることによって、日本というものが非常に大きくクローズアップをしたという事例もあるわけなんです、そういう考えからいけば、こういう人々を除くということがあるかどうか、割り切れないものがあるかもしれませんが、これらについての御見解はいかがでございますか。

○細郷政府委員 政策の境界の引き方の問題であらうと考えますが、今行なっておりますのは、日本に入つてまいりまして外貨を落とすといふことの意味で、観光客の範囲を出入国管理令四条にあるもの、そのほか若干準ずる規定がございしますが、それに限定をいたしましたのでございます。

○秋山委員 そういふことになりまうと、何か割り切れないものがあると思ひます。たとえば軍人、軍属というものは自分が好きこのんで来るものではないのであつて、しかも給料そのものからいけば、日本の自衛隊の人たちだつてそういうことを言ふと思ひますけれども、おそらく一般人から見れば給与も低いのではないかと、かようにも考えられますが、こういう人々には特典を与えないで、他の裕福で遊びに来る人だけを対象にしてものを考へるといふことは、何かいまちやうど日本の国内でいわれているようなことを現実の上にあらわしていくんだといふふうに考へられますが、そういうことでございませうか、どうぞその点もひとつ加

えてお答えをいただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 軍人だから収入が少くないとかいふような一般的な議論は、ちよつと私もわかりかねますので申し上げかねますが、ただ先ほど申し上げましたように、外貨を獲得したい、いろいろ表面的な名目とはあれ、観光客に人々が日本を外貨を落とすとしていく、それによつて日本の観光政策を伸展していきたい、こういう考え方でございます。

○秋山委員 軍人は、もちろん軍属も含めてでしようが、そういう方が観光には無関心だ、無関係だといふことではあります。他、他の用務を持つてくる方々も同じ解釈ではないかと思ひますが、そこに区別をつける理由をお伺ひしたいと思ひます。

○細郷政府委員 こういう政策を実行に移すにあつて、どの辺で線を引くかといふのはいろいろ考へがあらうと思ひます。ただ軍人軍属で見えてくる方を観光目的といふのは、どうも一般常識として合わないのではないだらうか、こんなふうには考へまして、出入国管理令によつて入国をしてくる人に押えたわけでございます。

○秋山委員 軍人軍属は用務が違うから観光ではないといふことなんです。が、そうすると他の用務を持つて来る人、いわゆる商用で来る人あるいは外交官のような人で特別な理由があつてくる人、こういう方々などもやはり一つ

の要務を帯びてくるのであつて、観光客ではないと思ひますけれども、あなたの方の考へは私たちの常識と違つていふと思ひますが、そういうことに理解する以外に方法がないと思ひますが、そういうことですか。

○細郷政府委員 判断の問題でございします。いろいろ御議論があるうかと思ひますが、一応私どもは先ほど申し上げたような考え方線で引いておる次第でございます。

○秋山委員 先ほど華山さんからお話がありましたように、政府の人たちといふものは、自分の考へだけが正しいと思つていふようなことが答弁の中にあらわれてくるわけであつて、たまたま自分の考へに多少の間違いがあつた、あやまちがあつた場合に、直そうとなつていふ傾向がありますが、そういうことはどうかと思ひますが、そういう心持ちについてまずお答えをいただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 十分気をつけてまいりたい、かように考へます。

○秋山委員 そういふことであれば、いまの答弁の中にもありましたように、軍人や軍属ですと、日本の国へ来て一銭も金を使わないのだといふふうにお答えをなさつていられるに聞かえてまいりますけれども、私たちが直接耳で聞いたり、からだで体験したりしておる事実からいいますと、たとえば横須賀のように、横浜のようにあるいは佐世保のように、こうした軍人軍属の出入りの多いところに私どもが行きますと、基地経済といふことばすらあるくらいで、そういうところの景気、不景気といふものは、艦隊の人港あるいはまた入港しないとき、こういうこ

とによつて大きく左右される、こういうことがいわれるくらいであります。特にこういうところでは非常に大きく反映することがありまして、ただ飲み食ひするだけではないで、あなた方は横須賀に行つて、雨が降るときあるいは艦隊の入港したときなんか、一体ごらんになったことはありますか。行つてごらんない。艦隊が入つてきたときあるいは雨の降つたとき、こういうときなんかは、おそらくタクシーをとめようとしてもとまりません。アメリカ人ならとまるけれども、日本人の場合には絶対にとめてくれない。こういう実態をあなたは御存じないからそういうことを言うのじゃないかと思ふのですが、こういう方々が国内で消費するお金といふものは、かなり膨大なものがあるうかと思ひますけれども、御存じならばお知らせをいただきたい。たとえば基地と言はれるところで国内消費に使う費用が年間大体どのくらいあるか、それをお示しいただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 ちよつとそれだけの資料をいま持つておりませんので、お答えいたしかねます。やはり相当なものであらうと思ひます。ただ反面には、軍人軍属につきましては管内に特別な施設もございします。御承知のようにPXもございします。そういう点は、現在でも行政協定によつて免税になつておるのでございします。そういう点を含めての数字は、ただいま持ち合せておりません。

○秋山委員 かりにも自治省の人といふものが、すべてのことに通じていないのだといふことになればやむを得ないかもわかりませんが、少なくとも

もそういうたケースはおつかみの上に立つて税に対する心がまえあるいは交付金に対する心がまえ、交付金その他すべての財政問題とにらみ合はした関連性が出てくるのじゃないかと思ひますが、そういう資料は、一体いつになつたらただけですか。あるいはあしたにも、あるいは来週早々にでもいただけますか。

○細郷政府委員 軍人軍属の使用につきましては、私どもも十分な資料を持ち合せておらぬ点はまことに不十分でございますが、非常に調べにくい問題ではなからうかと考へております。したがらうかと考へております。資料をとりまとめることは、ちよつとむずかしいのではなからうか、こう考へております。

○秋山委員 そういふことで、財政計画を立てたりされたものでは、そういうことに大きなウエイトを持つていられる市町村、府県といふものは、非常に迷惑をするのではないかと思ふわけなんです、そういうことをお感じになつたことはございせんか。

○細郷政府委員 財政計画は、国民経済の動きをもとにしてやつておるわけでございます。御指摘の点は、ちよつと、軍人軍属個人の消費の問題にもなつていまして、私どもも資料を持ち合せていないのでございします。

○秋山委員 このあなたの方にいた資料によりますと、料飲税としてあがつてくるものが四百六十八億三千五百万円ですか、そういうものを基調として、オリンピックに伴う外客の特別措置による減税といふものが九億六千五百万円ですか、そういうふうな計数が出ておりますが、改正後の昭和三十

十九年度の収入見込み額として、「なお、上記のほか五億円程度の減収額が見込まれる。」こうなっておりますけれども、これらの関連性をひとつお答えいただければ幸いです。

○細郷政府委員 九億と五億と足した十四億が、御提案申し上げておりますところの非課税の減収額、こう見込んでおるのでございます。これは明年度の外客の総数を基礎にいたしまして、推算をいたしましたものでございます。

○秋山委員 そういふ、数字を合計したものがこうだということではなくて、「上記のほか五億円程度の減収額が見込まれる。」というのは、どういう性格のものであるかということをお聞きしております。

○細郷政府委員 九億に五億を加えた十四億、これが御提案申し上げておるものの減収見込みでございますが、その計算自体は、明年度来るであろう外客、これも見込みでございますが、それを基礎にいたしまして、一人当たりの消費金額を推定いたしてこしらえたものでございます。

○秋山委員 そうでなくて、ここに書いてありますように、「上記のほか五億円程度の減収額が見込まれる。」というのは、切り離してあるけれども、これはどういふものをさすのかということをお聞きいたします。

○細郷政府委員 閣議の決定と事務の段取りのズレが若干ございまして、資料として備考に書くようなことになりました点は、若干私どもの不手ぎわでございますが、御提案申し上げたものに相当する減収は、その五億円を加えたもので、こう御了解いただきたいと思

○秋山委員 さっきのあなたの御答弁によると、何かもう自分たちがきめたものは変えないのだという方針が一貫されているように思いますが、閣議で言われた場合はこれはやむを得ない、上から押しつけられたものではないかという感じがする。御承服しな

ければならぬというふうな受け取れるわけですね。ところが私たちが言うことは、もう一向考える余地がないのだというふうな受け取れませんか、

そういうことではけしからぬと私は思うのです。やはりあなた方が人さまに言われようが、あるいはまた正しい事例として何かを見ようが、聞こうが、そういうことでもって反省するべきものがあつたら率直に反省しなければならぬのではないかと思います。

○細郷政府委員 そういふ点につきましては、従来からも十分反省を加えて、いろいろの面の考慮を加えて、私どもも税制改正その他の作業に当たつておるつもりでおるのであります。なお足りません点は、十分気をつけてまいりたいと思ひます。

○秋山委員 けつこうな御答弁をいただいて感謝をするわけでありませうけれども、そういうことになりましたと、先ほど来私が申し上げましたように、軍人軍属といえどもほとんどいじだいた給料は全部その地区で費消してしまふ、これが通例のように思ひます。こ

ういふ人たちは、たまたま寄港してくる人たちであつて、帰れば、その人た

ちの口を通じて、あるいは体験談として、話題の中から、日本という国はどうかという国なのだ、ぜひ一べん行つたらどうかという勧誘がなされるのではないかと。そういうことを考えますと、やはり観光問題としてもかなり大きな力となつてくるのではないかと。先ほど申し上げましたように、こ

ういふ方々にもこの適用を与えたらどうかと思ひますが、これに對しての御意見をお聞きしたいと思います。

○細郷政府委員 先ほどお答えいたしましたように、観光政策の適用を受けます人の限界をどこに置くかということとは、いろいろのむずかしい点があるわけでありませう。一般に軍人軍属は、観光目的で日本に來ているというふうには見られないのではなからうかという

私どもの判断によりまして、今回かういふような措置をいたしたわけでございます。

○秋山委員 これはいろいろの言い方があると思ひますが、現在のうちに平時の場合に來る軍人さんというものは、戦争目的で來ているわけでもなし、特別の軍務があるといへばあるかもしれないけれども、そうではないような心持ちもいたしてまいります。

そしてまた、この人たちが、たとえば横須賀に寄港した場合には、横須賀を中心として鎌倉を見に行き、あるいはまた横浜を見に行き、東京に遊びに來る、かういふ人たちがかなりたくさんあるうかと思はれるわけですね。かういふことを考えたときに、この人たちがけを除外するということは、何か納得し

か。慮をするというお考えはありませう。

○細郷政府委員 沿革的に申しますれば、軍人軍属についてはむしろ行政協定上別途の国内におきます各方面での扱いがなされておるわけでありまして、そういう総合的な面も検討してみないと十分な結論が出ないのではなからうかと思ひますが、今回料飲税について御提案申し上げておるような考

え方によるものでございます。

○秋山委員 いまの御答弁は、どうしてもそういうものについては考えないというふうな御答弁でありませうけれども、いま、たとえば基地に属する人たちの話の中ではどういふことが考えられ、どういふことが発言されているかというのをあなた方は実際に知らないのじやないかと思ひます。第七艦隊の人たちが何名いるか、あなた御存じですか。

○細郷政府委員 承知いたしております。

○秋山委員 何人おるかかわらない、そういうことでは、私は地方行政に携わつてゐる人としてはあまりにも不勉強ではないかという氣もいたします。たとえば日本の国には基地が幾つあつて、そこに年間何人くらいの人たちが入つて、その人たちが給料をどのくらいいただいておつて、そして国へ生活費を送る人がどの程度いて、どのくらい金額になり、あるいはまた日本の国内で消費する人たちはどのくらい

とところがたくさんあるのだといつて兵隊さんが喜んできたのでありますけれども、最近の例によりますと、最近では台湾にみんな遊びに行つてしまつて、日本では遊びやうしないという人たちがたくさんあるといふことを聞いております。そういうことがやはり、税の面からいへば、いま話題になつております料飲税に關係があるということにもなりましようし、あるいはその他の面において大きなお金が落ちるといふことにもなりましよう。私はおそ

らく日本に來る観光客の大半の人が使

うお金と大体匹敵するくらいのお金が費消されているのではないかと思ひますが、そういうことについてお考えになつたことはありませうか。

○細郷政府委員 相当の額の費消があることと考へておりますが、料飲税の面から、従来特別な扱いをいたしておりませんので、具体的な数字としてそれらについての把握をいたしてないわけでありませう。料飲税の収入見積りにおきまして、課税実績をもとにいたしておりますので、総合的にはそれらの中に含まれてきておるものと考へております。

○秋山委員 大体、かういふ税ができた初めというものがどこにあるかということになりますと、おそらく戦争中にできた遊興飲食税がもとで始まつたものと思ひます。一時は、外国人といえども、全部対象になつておつたのです

が、これをまた一時やめてみたり、また今度取つてみたり、またやめてみたりといふのが、いまの政府のあり方のような氣もいたします。そうしますと、そのつど行なわれた段階において、歴史の過程において、当時税の対

象となつておつたときと廃止になつておつたとき、今度取らうというときとの計数を握らないであつた方が立案した、そこに無理があるのではないかとありますが、そういうことをもつと強く言えば、一休お役所の人たちは、何を基本にして勉強し、そしてどういうことをつかんで税の対象として考えていくのか。その基本的な問題もあやふやになつてくるのではないかと。おそらくいままでの例からいけば、こういう税を取らうとするには、どういう対象の人がどれほどあつて、どういう形になつていく、こういう人たちがどうあるといふことをあらわしたつたかんで、その計数をあらわしていくのが税のたてまえでもあるし、また税を納めていたかどうかという心持がこれのようになる、こうも考えますが、最近においてはそういうことではないのですか。

○細郷政府委員 おつしやるように、税制は社会、経済の各方面にわたつておりますので、できるだけ各方面のデータを集めて、これを処理していかなければならぬとたえず心がけておるのでございます。何ぶんにも事象がいろいろ各般にわたつておりますので、必ずしも万全を期し得ない部面もあるうかと思ひます。だんだんと御叱正によつて私も勉強してまいりたい、かように考えておるのでございます。

なお、今回の外客の料飲税の減収見込みにつきましては、先ほど申し上げましたように、明年度日本に来るであろう外客の数を基礎にいたしまして、計算をいたしましたのでございます。

○秋山委員 いろいろ言い回しもあるでしょうけれども、私がこの委員会ですべて聞いてみても、当局の知らないことばかりなんですね。私も知らないから聞いているのですけれども、あなた方も知らないことが多過ぎるのじゃないかと思ひます。そういう勉強の範囲の狭いものを基調として税のたてまえを考へられて、どんどんいやおうなしに徴税されるということでは、住民ほど迷惑をするものはないのじゃないか、私はこうも思ひます。少なくとも私も私どもは、そういうものを考慮に入れて立案をしなければならぬことだと思ひます。いまここであなたにそんな無理を言つたところで、そこまで勉強してないのだと言われれば、やむを得ないこともわかりません。

先ほど来の質疑の中にもありましたように、いまキャバレーとかあるいはバーとか、そうした飲食店に類するところ、こういったところでは、サービス料が幾らであるとか、あるいはまたショーの代価が幾らであるとか、そうした区別はなくて、その店の施設に見合った料金を考へてものを売つていくということが常識ではないかと思ひます。その中で、今度はこうした特定な税の処置を行なうわけですから、これについての議論の中で、何かいだけないものがあるわけですね。たとえばこれだけの施設の中で、毎月ショーに使う金がどれほどかかって、そしてまたウェイトレスをどのくらい置いて、あるいはホステスをどのくらい置いて、だからうちは一ぱいのウイスキーが幾らいただかなければ、ろばんが合わない、そういう計算をし

ておるのが業者だと思ひます。その中において、あなた方がこれはこれ、あれはあれといつて、分けて税の対象としておるといふところに大きな無理があるうかと思ひます。税を取り立てるための法律ですから、あなた方が立案をしたときに、公給領収証の方式と申しましようか、書式と申しましようか、そうしたものをすでにお考えがあると思ひますが、その様式をお示しいただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 公給領収証の様式については、現在地方税法の施行規則で定められておるわけでございます。いろいろな業態にそれぞれ向くような様式をきめておるわけであります。ただ、今回こういうことになりましたれば、この様式に若干の手を加えていくか、あるいは課税部分と非課税部分とを別個の領収証を出さしていくか、その辺についてはなおよく検討をしてみたいと思ひます。

○秋山委員 先ほど来、華山さんとの間でいろいろ議論もありましたように、一体業者はどういうことで公給領収証を発行しているか。失礼なことを言うようですが、あなたは御自分のお金で飲み屋に行つたりしたことがないでしようと思ひますが、いま料理屋なんかに行つてごらんさない、向こうでもって領収書が入り用ですか、と聞きましよう。大体領収書をいただいでいくのは会社の人、会社から払う金、役所から払う金、こういうもの以外ほとんど公給領収証は持つていきません。これが実態なんです。だからいまこういう税を取り上げようとする人たちが、どれほど苦勞をなさつておるか。都合によれば、おたくではいままでの

関係からいって、このくらいが妥当と思ふからといつて、大体請け負ひ式の徴税をしておる、こういうことではなかつたかと思ひますが、こういうことはあなた方は実際に知らないのじゃないか。

○細郷政府委員 領収書ができましたのは、御承知のように、そういった請け負ひ課税式のものを作るべく廃止してまいりたいという方向でつづつたわけでございます。いま御指摘のように、領収書を守らないところも現実にはあるうかと思ひます。しかし、そういうところはどしどし御指摘をいただきまして、私のほうからも注意をしまひたい、かように考へております。私も、現在の公給領収証制度自体が、一〇〇％行なわれておるとは遺憾ながら思つておりません。しかしそれだからといつて、これをいまやめてしまつたら、なおさら徴税吏員は苦勞するのではなからうか。さんざん議論の末に生まれた制度でございますので、現実には若干のひずみがありましても、むしろこれをより立てる方向でひとつ御協力をお願い申し上げたいと思ふ次第であります。

○秋山委員 だからいま私が言つたように、公給領収証の新しい案ができていなければならぬはずですよ。それだけでなくむずかしい税金なんであつて、しかも今度は外国人の場合、ここに書いてあるように、字句そのものでも、旅館における宿泊に対しては、ということですね。そういうことになると旅館でないところに泊まる場合がある。神奈川県などでは、オリンピックの期間中にはホテルや宿屋が足りないために、東京も含めての話であります

すが、そのために横浜港には船舶を係留させて、そこに宿泊をさせるわけでありましよう。しかもその人員は二万人を予定しているといふことでもあります。そういうことになると、これは旅館ではありません、船舶の中でありましよう。そうするとその人たちは税の対象にならなければならぬ。こういうことについてどういふお考えを持っておりますか。

○細郷政府委員 料飲税の対象になりますのは一定の場所の特定な行為、こういう消費行為になつておるわけでありましよう。旅館につきましても、旅館業法の旅館といふことでございまして、御指摘のような船舶に泊まつたりあるいは民宿をしたりといふようなものは、もともと遊興飲食税の対象外のものでございます。

○秋山委員 そういふことになりましたと一方では軍人軍属は除外する、また一つには無理なオリビックといつては語弊があるかも知れませんが、それだけの施設のないところでオリビックをやると、これはやむを得ないことだらうと思ふのです。そのために旅館が足りない、ホテルが足りない、それを補うために一定の期間中に船舶に宿泊をさせていただく。こういう方については税を取り上げるといふことになつた場合を考へたときに、その人たちはどういふ感情を持ましよう。普通ならば観光客ですから、ただ設備のいいホテル、旅館に宿泊をしたいであらましよう。それにもかかわらず、その願いもいれられなところへ入れれば税金は免除をされるかもしれないけれども、逆に施設の悪い

ち切っておきます。

○森田委員長 栗山礼行君。

○栗山委員 三十分ばかりお許しをいただきたいと思っております。

おそれく地方税法の問題は、私が九回のピンチ・バスターとしての役割を帯びておるかと思うのでございまして、そういう意味で荒っぽい議論でありまして、問題の内容別についてお尋ねを申し上げたいと思っております。その過程において、大臣がいっぱいしゃしゃいせんから、ひとつ政務次官の政治的なすぐれた御発言をお願いいたしますけれども、よろしくお願ひします。

今度の市町村民税の問題でございまして、本文方式とたし書き方式の不均衡を是正するという御提案になつておるわけでありまして、もとよりたし書き方式は、当局も地方財政からやむを得ざる処置として、これを指導されてまいつたと思つております。今度は不均衡を正すということで、二カ年間に於いて一本化するという作業で上程されたのでありますが、この問題は作業の關係において二カ年間という年限の定めを持つのか、あるいは財政的な一つの処置として二カ年間という形において是正するという内容をもたすのか、もしくは事務作業の内容と財政的なものをあわせて考慮されて二カ年間という期限の限定をされたか、そこら辺をちょっとお伺ひを申し上げたいと思ひます。

○細田政府委員 当初考えておりましたのは、方式統一と税率の標準化ということとを二カ年でいたしたい。二カ年にいたしましたことは、やはりその影響する範囲が非常に広い。財政的な

面でも合わせて三百億というような減収を来たす問題でございまして、市町村財政への影響も非常に大きいんじゃないか。いま一つは、方式と税率の標準化と若干異質的なものが一ぺんに行なわれるという技術的な面もございまして、二カ年というふうに考えてまいつたのでございまして。結果、御提案申し上げておきますのは、その二カ年でやりまことは変わつておりませんが、御承知のように方式分について財政上与える影響、国の財源、そういったような問題もございまして、方式部分についても若干区分をいたしておる次第でございまして。

○栗山委員 細田さんの御説明では、なぜ二カ年になつたのかという明確な理解をちょっとしにくくわけでありまして、端的に申し上げまして、これを二カ年でやらずに一年でやつてしまふということが不可能な内容でござい

○細田政府委員 不可能なことはございせん。一ぺんにすることもできませんが、やはり相当大きな減収を伴うものでございまして。特にこれは全市町村にわたつての問題でもございせん。で、それぞれの市町村にとつてみればかなりの影響もございまして、二カ年くらいで行なうことが適當ではなからうか、こういう判断をいたした次第でございまして。

○栗山委員 これはいろいろ御説明及び質問、答弁の形で伺つておりますが、これからくる地方財政の補てんといたしまして、五カ年間の補てん債及び交付税の基準税額のワク内においてこれを補てんする、こういうような内容を持つておるわけですが、いわゆる

たし書き方式の市町村において、五カ年間に於いて不均衡の是正及び地方財政が困難化しないという一つの見合をもつてこの五カ年間という定めをされたのであるか、この五カ年間の定め方、もっと率直に言うならば、五カ年間は地方財政について地方債と交付税によつてこれを補てんしていく、しかし五カ年後において、これは何もかも与えられておりません。たし書き方式のところは、行政執行においても地方自治体の財政状態から見てやむを得ずこのような二方式の悪い一面を採用しなければならぬという、こういう経過において生まれてまいつたと思つております。したがつて、五年後に完全にたし書き方式の地方財政が確立するといふ見通しでおやりになつたのかどうか、この点をひとつ明らかにしてもらいたいと思つております。

○柴田政府委員 減税補てん債を五カ年間漸減方針をとりましたのは、やはりこの措置が一種の外科的手術というような役割を持つので、いわば一種の激変緩和措置、こういう感覚で、一挙に減らさずに五カ年間漸減していくという形をとつたわけでありまして。しかし、そのあとの措置が一向に明確でないじゃないかというようなおしかりももつともございまして。本来激変緩和の措置という立場からはそれだけでいいわけではございせんけれども、しかし、地方財政の状況から言いますならば、先ほど私が答え申しましたように、たし書き方式をとつておる理由というもののいろいろな議論があつて、私どもは基準財政需要額の算入不足分があるというふうに考えるのでありますけれども、それらのところを考へて漸減

されてくる部分につきましては、逐次基準財政需要額の算入のほうに編入をしていく、こういう措置をあわせてとつていきたい、こういうことでございまして、この措置をとつたのでございまして、主たる考え方はやはり激変緩和措置という考え方でございまして。

○栗山委員 御意見のほどはわかつたのであります。どうも重症患者に対する施策面としての内容づけにはならないわけですね。いろいろこういうたし書き方式のところは大きな激変がございまして、それについてのひとつ目録をさしておこう、こういうことだけで、明るい地方財政の方向づけとすることをしたいのが本旨であらうと思つておられますけれども、ほんとうは当面がしたらひとつヨロチン塗つておけ、こういうことで、それがどのように悪化の方向をたどるかということについてはノータッチだ、大体こういうような考え方を保持して取り組まれておるやに理解ができるのであります。やはりたし書き方式の激変緩和措置と、それと平常化における健全な方向づけとということなくして、私はこのような激変に対する一片の処理だけで終わるということについては望ましい姿でないのじゃないか。くだいようでありますけれども、ひとつ名財政局長の正直な、将来の地方財政に暗い影響を与えない希望の意見等も含めてこれはひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○柴田政府委員 お話のような御疑問を持たれますのは、二割ずつ減つていくものについて具体的にどうするかという措置が基準財政需要の算定上明確でございせんので、そういう御疑問

を持たれるのはごもっともと思ひます。思ひますが、私どもは先ほど来申し上げておりますように、本来激変緩和措置でありますならば、ほつておけばいいのでございまして、もう一回うわけにいかない、つまり今日のたし書き方式を連続してついでいかにざるを得なかつた市町村というものの状態の中には、やはり交付税の算定方式において背負うべき部分があるだらう、こういう感覚を私は多分に持つております。したがつて、その減収補てんを一応されたあと、二割ずつ減つてまいります部分についてはやはり基準財政需要額の中にできるだけ吸収していく、こういう方向で措置したいと思つておるわけでございます。ただ具体的にどういう措置をするのだということになりますと、具体的市の町村についてどういふ姿になつておるかということをやはり判定をいたさなければいけませんので、いまここでこういう方法でやるということ明確にできないのは、はなはだ残念に思ひますけれども、そういうつもりでございまして、このことを申し上げて御了承いただきたいと思ひます。

○栗山委員 私は二つの問題があると思ひます。初年度の基準額に基づく五カ年間の漸減方式ということで、二カ年目にはこれがカンフル的要素を持たない、こういうことで財政困窮の方向をたどるだらう、こういうこと、それから激変緩和措置というほんとうの目録でありますから、五年後における地方財政がもっと悪化の状態になる。自然増とかそういうような姿にいたつたし書き方式の地方財政が豊かになつていくというようなことは、お

よそそれはもう考えられないことでありますから、これらの問題をあわせてやはり検討をされる、あるいは御提案されるということが、やはり財政処理及び法改正の税制処置として好ましいことではなかったか、こういうような、まあ私、みずから結論を申し上げて、そして細郷さんと柴田さんの御答弁を伺いたいと思います。

○柴田政府委員 将来これが地方財政にどういう影響を及ぼすかという問題につきましましては、私も先ほどから答弁いたしておりますのは、現行制度というものを基礎にして、現行の地方財政需要の変転というものを基礎にする限りにおいては、こういう方法でやっておるわけでございます。しかしお話をよく聞かれました。あるいは大きな税の減収というような問題が将来起こるかもしれない。そうなるまいりまして、これは地方財政全般の状況を見て、そして今日の税制がいかにあるいは交付税率の税率が適正かという問題は、あらためて判断しなければいけません。あるいは、そういう事態がくるかもしれない。今日、財政需要の状況というものを考えてみますならば、まあまあこの程度で大体御心配なくいけるんじゃないか、こういう判断に立っております。もっとも財政需要は無限でございますから、欲をいえば切りがございませぬ。しかしながら今日置かれております膨大な財政需要の前に、国地方を通ずる租税負担ということを考えますと、いろいろ諸般の情勢を考えた結果はそういうことになるんじゃないかな

ろうか、かように考えておる次第でございます。

○栗山委員 時間がございませぬから、柴田さんと私の思想的な基盤が若干違ふところがあるかもしれませんが、私の指摘いたしました点をやはりよく考慮して、今後の施策の方向に誤りない努力をひとつお願い申し上げてこの問題を打ち切りたいと思います。

柴田さんにちょっとお伺いいたすのであります。直接の関係ではございませぬけれども、市町村民税といわゆる国民健康保険との一つの関連でございまして、現在の時点においても国民健康保険——これは暴論に通ずると私は思うのでありますけれども、これは返上するということになり、あるいはまた被保険者に対する負担増を重ねてまいろうというような窮余の策としての意見が相当あるが、おるやに思うのであります。今度の市町村民税がこのような方向をたどってまいりますと、健康保険の徴収率においてさらにまた悪化の情勢をたどっていく、こういう問題が起ると思っております。今度厚生省の提案されております、四十年でありますが、オール七割給付の問題、こういうことになってまいりますと、これは健康保険の抜本的な解決の方向というものであります。今度の市町村民税の軽減による健康保険の低下及び七割給付の実施、こういうことに伴います負担増が相当伸びてまいります。こういうことについて、これはもう直接ではございませぬけれども、地方財政に与える深刻な影響の内容等もあるかと思っております。まして、これはもう関係当局と腕をふるって地方財政の確立の基盤の上に立てて御検討いただかなくちゃなら

ないと思ひますけれども、この問題について柴田さんがどのように対処しようとしていらっしゃるか、これをひとつお伺いいたしたい。

○柴田政府委員 お話の問題は、実は非常にむずかしい問題でございまして、従来から議論のあるところでございまして、私も今日国民健康保険の立てておる方からいって一種の社会的な考え方から立ちます限りにおいては、今回のような税法改正の案をとっていかざるを得ないんじゃないかな、問題が社会保険的な考え方からこれ

が貫き得るものかどうか、社会保険的な考え方をいかにしなければならぬのじゃないか、常にこれは争いのあるところでございますが、私も漸次社会保険的な考え方をいれていかなければいけない段階に来ておるのじゃないだろうかという感じは持っております。おるわけでございます。現に国民健康保険会計の推移を見ましても、市町村のところで、いまのところ、大きな市を除きまして小さな市町村にまいますと、ほぼ収支均衡を維持しておるところが割合と多いのであります。しかしこれには給付水準の低下という事実のものと、給付水準の低下という問題が一つある。しかし大都市になりまして、軒並み赤字になる。赤字のほとんどは、大体六、七割は五大都市の赤字だといふような状況になってくる。そうしますとこの辺のところを一体社会保険という考え方から貫き得るのか、社会保険的な考え方をいれていかなければこの制度が成り立たない、成立していかないのじゃないだろうかというように基本問題があると思っております。これにつきましては、従来から厚

生省当局ともたびたび議論を重ねておりますけれども、なかなかちがいがあかない。厚生省の中にもやはりさいせん私が申し上げましたような二つの考え方がある、これが議論を戦わしておりますけれどもなかなか議論が尽きないというふうな状態でございまして、私もはいずれにいたしまして、これがほつておきますと地方財政の一般会計に及ぼす影響が非常に深刻になってまいりますので、何とか基本方向を明らかにして措置を講じてまいりたい、かように考えておる次第でござい

○栗山委員 お説のような考え方での問題は、いまからひとつ十分の対処をして、少なくとも問題の起るおる、さらに問題を加えられようとする内容について、新しく地方財政の負担増にならない、あるいはまたこれが被保険者の負担増にならない処置を、地方財政の行政的立場から検討してもらいたいと思ひます。

それから、先ほど市町村税をお尋ねした際、重要なことを私お尋ねすることを忘れておったのであります。今度三分の一が地方交付税率の基準によつてこれを地方自治体がまかなう、三分の二は地方債で、これを政府補償として認める、こういう処置になっておると承知をいたしたのであります。いろいろ議論がございまして、いかに私はずばり申し上げて、いわゆる一つの赤字公債じゃないかというきめつけの論点をかたく持っておるわけでありまして、これは地方交付税率の基準を引き上げて、一般財政からこれの補てんをするという一つの処置をなせと

な要素を持つておるのかと思つております。赤字公債の悪例を残すということが一点。そして交付税率の引き上げというきわめて常識的な処置からはずれておるということについて御見解を承りたい。

○柴田政府委員 赤字全部を補てんしなかつたという意味におきましては問題だつたかもしれませぬ。しかし三分の二が補てんをした部分につきましましては元利補給をするわけでありまして、いわば一種の分割払いということであり、赤字公債とは言えないんじゃないかと私も考えておる次第でござい

いう考え方に立つておるわけでありま
す。しかしこの問題を扱いました場合
には、これは私の前職時代からの問題
でございますが、いろいろ議論があつ
て、なぜだかし書き方式をとつておる
かという原因の究明が非常に大事なわ
けでございます。この原因の究明をい
ろいろやりましたが、結局のところは
地方財政需要額の算定方法が罪をかぶ
るべきだといふところも確かにあるわ
けであります。しかし一種の惰性的な
ものになっていくところもないとは言
えないわけでありまして、これは争いを
やっておりますと果てしないわけであ
ります。そこでこの問題はあゝ意味で
は、本委員会でございますのであけつ
ぱなしに申し上げてもいいけれども、その
部分は問題が片づかないままになつて
おる。だから私は先ほど申し上げまし
たように、私もどなたも申し上げまし
ては、財政需要額の算定について罪をかぶ
るべき部分は確かにある、その部分に
ついては逐次直します。こういうこと
で申し上げておるわけでございます。

○栗山委員 柴田さんと私は考えの基
盤を公債論については異にいたしま
す。あまりに事務的だと思ひます。三
分の二を補償する補てん債として発行
するのだから赤字の公債にはならぬ、
こういう一つの事務的解釈やに承るの
であります。しかし地方財政の補てん
財源として地方債を認める、そしてこ
れが元利とも補償債だといふことな
ら、その事実をまじく赤字の公債で
なくちやならぬ、私はこういう理論展
開をいたしておるのです。これは果て
しない議論の様にしろとと思ひます
ので、別の機会に一べん論争をさせて
いただきたいと思ひます。

それから先ほどの激変緩和の処置と
いう一つの理解はできます。一面また安
易にあぐらをかいて税徴をやつておつ
た、こういうことから惰性的条件がご
ざいますが、私が申し上げたいのは、
やはりそういう地方財政に適正な財政
指導をやつていって、今日の地方自治
体を強化するという方向の一面をあわ
せてお考えにならないければ、という
問題点が起るのじやないかという御
警告を申し上げまして、ひとつ将来の
地方財政に対する適正な財政指導の方
向をお願い申し上げたいと思ひます。

固定資産税の問題の一、二点だけ指
摘をしてみたいと思ひますのでありま
す。固定資産の評価の設定につきま
しては、三十六年の十月の固定資産評
価制度調査会の答申に基づいて年度の
評価がえを実施されたことは私は理解を
いたすのであります。その当時の考
え方といふものはどこまでも適正評価
であります。いまの時価主義ではござ
いません。少なくともその評価が増徴
につながらないといふこの二点が柱に
なつておる調査会の答申であつたと思
ひます。これについての見解
を承りますと、特に私の論点から
申し上げますと、私の論点から
及び処置方策をとられておりますけれ
ども、土地においては明らかに二〇%
の増徴であります。そうすると今度の
減税方策と答申との内容について一つ
の相矛盾する事実がここにあらわれ
ておる。こういう事柄についてはど
うも納得のできない問題があるわけ
であります。御見解を承りたい。

○細郷政府委員 課税標準に適正な時
価を使うということが固定資産税の大
てまでございます。ただその適正な
時価をどういう方法で求めていくかと
いう評価の方法をいたしまして、土地
について売買実例価額といふものを使
うことになつたわけでございます。そ
の限りにおきましては御指摘の評価制
度調査会の答申のとおりでございます。
な。なお、これを機会に増税をしない
といふのは、これも固定資産評価制度
調査会で全体として増税をしない徴税
をしろという御意見のようになってお
ります。今回いたしましたのも、いわ
ば固定資産税全体をいたしましては、
現行制度に伴います自然増収という範
囲にとどまつておるのでございます。
で、これによって積極的な増税をはか
るといふ意味ではございません。その
点も答申に合致しておるものと考へて
おります。

○栗原委員 次の問題は、今度の登録
税、相続税、贈与税といふ問題との相
関連において調整策がとられておらぬ
のではないかと、こういうことを本会議
で御指摘を申し上げたのであります。
が、これについて早川自治大臣が明確
なお答えをされなかつた経過があるわ
けであります。御承知のとおり、これ
の改定は関係諸税と資産評価を課税基
準とするという考え方に基づくのだと
思ひますのであります。関係諸税の問題に
ついては、いろいろ税務署長の問題あ
るいは登録税につきましては登記官史
等の権限に基づく行使として、いまほ
んどの時価主義の方向をとられていま
るわけでございますが、そうだといた
しますと、今度の関連税について増
税の内容にならないかどうかがというこ
とについて相当深刻な議論の展開があ
るわけでありまして、少なくともいまま

での評価基準より、時価主義の方向に
よつてとつておるから、今度の評価制
度の立場において増税にならないとお
逃げになる一つの論法と私は承知する
のでありますけれども、そういう安易
な見通しで地方財政を処置するところ
ではない。こういう関連からいたしま
して、やはり明確な地方税との関連に
おいて調整策をとつて示さるべきが妥
当な内容であつたのではないかと、こ
う考へるのではありませんか、これについて
一点も私が指摘いたします調整策とい
うものはとれてない、こういうことに
ついて御見解を承りたい。

○細郷政府委員 相続税も登録税も固
定資産税もそれぞれ時価をとる、こ
ういうたてまえになつております。ただ
その時価につきまして、固定資産税が
特に土地等において非常に実際よりも
低かつたといふことは同時に相続税、
登録税よりも低かつた、こういうこと
であつたのでございます。絶えずそれ
よりも低いといふことで実は指摘をさ
れてまいりましたのであります。今回固
定資産税について新評価によつてこの
評価が上がつたわけでありまして、い
わば相続税、登録税の従来のおれに比
べますと、それに近づいたといふのが実
態であらうと思ひます。

そこで今回相続税、登録税等は、原
則的に固定資産税の評価と合わせるべ
い、答申もございまして、実は努
力をいたしたわけであります。全面
的にまだそこまで踏み切ることがで
きませんでした。相続税、登録税は、従
来のそれぞれの行き方を当面は踏襲す
ることにならうと思ひます。その場合
に相続税、登録税は、従来から固定資
産税よりも評価が高かつたのでありま

これについてはいろいろ議論として、問題の成否を論及しなくちゃならぬ、こういうふうな思ひのでありますけれども、とにかくいざいざいまして、いまの電気税が、今度三年間におたる漸減方式をとっていらつしやるといふような事実、しかも免税点の問題につきましては、電力を中心としたし、ほとんど免税の問題であつて、財源の内容は、いわゆる電力じやなくて電灯である。こういうような数字がいまの自治省の資料をもちょうだいいたしましたも見る事ができるのであります。したがって私は、こういう観点から電気ガス税というものは基本的に、抜本的にこの問題を検討するといふ事態に直面をいたしておるのじゃないか、こういう一つの考え方について、どのようにお考えになつておるかということが伺ひたい一点であります。

もう一点については、たしか昭和二十六年であつたと承知いたすのでありますけれども、いわゆる俗に言う定額灯、こういうことで免税点を三百円という定めがいたしておるのであります。もはや十数年来、日本の経済及び国民の生活が大きな変貌を遂げておるといふことは言うまでもないのであります。こういう私どもの見解から申上げますと、少なくとも生活消費に上つての課税というものは、これを改める方向をとつていかなくちゃならぬといふ基本的な考え方を持つておるのではありませんか、それはともかくといたしまして、過渡期の処置として、私はいまの文化水準、單なる社会政策的な意味において、三百円の免税点を行なわれたという理解は、経過

から見るとできないのであります。そういたしますと、日本の文化及び家庭水準の向上に伴つて、そういう免税点の引き上げを大胆に行なおうといふ一つの内容が過渡期としての望ましい処置ではないか、こういう私の意見を申し上げまして、この二点についてひとつ御明確なお答えをいただきたいのであります。

○細郷政府委員 電気ガス税については、御指摘のように非常に議論のあるところでございます。たまたま毎年一多ずつの漸減といふことで、いかに漸減方式を方針としたような結果になりましたが、私どもとしては、実はそういう考え方は従来持つてまいつて、いかにいかに議論が多いといふことになりなす、やはり一応安定させなければいけない、こういうように切実に思つておるわけでございまして、これはできるだけ近い将来に安定させるべく十分検討してまいりたい、かように考えております。

実は免税点の問題は、三十三年に電灯についてだけ認められたわけでありまして、これをその後の情勢の変化で、どのように考えていくか、確かに一つの研究問題であるかと実は考えたわけでございますが、何ぶんにも電気ガス税全体の問題がいま御指摘のあったような状態にございまして、いま一つは、免税点自体の設定後の電灯料金、の動きも、割合としてはそう大きな割合でないといふたようなことございまして、反面定額電灯、いわゆる照明用の生活必需的な部分、定額電灯の家庭につきましては、八割ないし九割近くのものがかつて処理をされて

おるといふたようなことで、実は今年は見送りをいたしましたわけでありまして、電気ガス税の根本的検討の際には、当然この問題もあわせて取り上げてまいりたい、かように考えております。

○栗山委員 私は今度の機会をとらえて、せめて過渡期的処置として免税点の率の引き上げ、こういうことを強く望んでおつたわけでありまして、私も、ニュアンスの相違でありますから、この問題は基本的な一つの態度の中に、今日こういうような一つの矛盾した文化、産業生活の高まつた時代に処する問題としては、あまりに免税額といふものがずれておる。こういうことで、せつなく期待申し上げておるような内容の方向づけをお願い申し上げたいと思ひます。

それから軽油税の問題であります。これはさうばり申し上げまして、道路整備五年計画、こういうふうなものと、それに伴いますガソリン税の大幅な引き上げ。また関連いたしまして地方税の一種類に入つておる今度の軽油税の引き上げというふうなことで、しかも大幅に上げられておるといふこととありまして、私はこれは多く議論する必要がある。いろいろの影響は、日本における内燃機産業が相当深刻な打撃を受けるということが、一点、それからバス、トラック及び重量物運搬におけるこれが利用度約半分を占めておるといふことでありますから、これは少なくとも物価安定の抑止政策と相矛盾する悩むをこの方角でとつてまいる、こういうふうな内容を持つておるかと思ふのであります。こまかく申し上げましたら、これ

は石油業者の切実な意見を伺ひまして、これによります管理、経営の費目が増大するということで、反対の論点を持つておるやに思ふのであります。その他多くの弊害がございまして、そういうようなことまではここで言えませんが、安易に道路整備計画及びガソリン税の値上げに便乗して、この軽油税の値上げをするといふことは、地方税の方向としては望ましくないといふ考え方を私は強く持つておるわけでありまして、結論を申し上げますと、細郷さん、これは悪政にあらゆる点から通じますから、これはひとつ全面撤回するといふ御意見を持つて、この問題に対処してもらいたいといふ希望を持つておるわけでありまして、そういう要望等も含めてどういふふうにお考えになつておるか、ひとつお答えをいただきたい。

○細郷政府委員 せつかくの御意見でございますが、やはり軽油引取税は、一つには揮発油との均衡の問題がございまして、また、諸外国におきまして、道路財源として占めておる地位の低さといふような問題もございまして、また、現実の問題として、国、地方を通じまして、現在道路に力を入れたら、要望である。それらに対する目的財源としての占めておる地位にもかんがみまして、今回、わずかではございますが、引き上げをお願いいたしておるような次第でございまして、なお、この影響等も検討いたしました。引き上げ率もきめてまいつたような次第でございまして。

○栗山委員 私の意見を申し上げておきましよう。これは一つの便乗増税なんです。それからガソリン税の引き上げといふものは、目的税のみによつて日本の国土開発につながる道路整備計画を立てておることがナンセンスでありまして、基本的にはやはり一般財源からそういう大きな国家的条件としてこれに取り組むといふこと、もし大きな長期計画の中において一般財源でこれを補てんすることができないといふ場合において、これに対する限定処置として赤字公債をもつていかなければ、道路問題は解決しない。こういう基本的な考え方を持つておるわけでありまして、その是非は別にいたしまして、こういう一つの制度的なものは日本の政治施策の一環から考えるべきだ、こういうことで、この問題も私の考え方的一点を加味して御検討をわづらわしておきたいと思ふのであります。

金子さんによつてお尋ね申し上げたいのですが、飲食税の問題でございまして、これについてもつぱねて逃げる、こういうようなことについて、これは失政、と国民の怨嗟の中心になるのじゃないかといふことを私は憂えておるものであります。やはり純然たるお米といふような大衆の、一面素朴なうまいと、飲食をするといふことについて、原則的に言うところ、いふものに課税をするといふことは、いまの政治の姿勢からいいますと、大衆課税といふものをどのようにして排除するかの方向からは、およそ離れておると思ふのであります。基本的には撤廃の方式をとるべきである。しかし、その過渡期としては、今日円の価値といふものがだんだん低くなつておりますので、素朴な慰安のために、

ビール一本飲んで、すしを少し食い過ぎたという、課税の対象になるという事でございまして、この問題はやはり免税点の引き上げ等を行なうて、大衆課税の撤廃の方向に持つていくという政治家としての姿勢の方向が望ましい、私はこういうふうに見えるのでありますが、これが一点であります。

それから外人の料飲税の問題については、多くの問題を投げかけておりまして、細郷さんは貝の口をあけてお答え申そうという内容が一点としてなかつたので、はなはだ残念に思つておられます。早川さんがいらつしやれば、早川さんこそがこういう政治姿勢を正すべきトップバッターとしておやりになる問題だ、私はこういうふうにお考えおつたのですが、幸いに金子さんがいらつしやいますから、お伺いをいたすのであります。

これについては、いろいろな経過をたどつてきた。二十二年の十一月の経過から、これが一部の免税をやられたり、あるいは全免ということをやられたり、あるいはまた、その経過において、ほうはいたる世論の反発にあつたというやうな事や、あるいはまた、税制調査会の総会で、こういうやうな事なことがあつたという事で、反対が強く出まして、これを撤廃するということになつてまいつたのであります。たまたまオリンピックをとらまえ、あるいはまた、外国で日本のホテル、料飲の値段の高さというやうなものが指摘されて、そして業者がこれをどう隠れみゝとしてやつてまいるか、こういうやうな、時を同じういたしまして、これは閣議決定に至るまで、複雑

な様相があつたと思つてありますけれども、何か業者の強い圧力で、これはむしろ自民党さんの三役に何うの一番適正かもしれないことを伺うのでありますけれども、まさか参考人にこゝへ呼んでというやうなこともお認めにならない、こういうふうにお認めであります、外客の料飲税の非課税には多くの問題がございまして、私はそれを一々指摘したいと思つてありますけれども、時間がございせんのでやめますが、これほど卑屈な処置はありませぬ。特に日本は開放経済になつて、観光政策の重要性が考えられまして、

あるいはまた、国際収支の是正という痛切な問題につながる問題であります。この問題は観光政策をどうするか、そうして、外人誘致のやうなホテル関係で、どのような格好でやつて国際収支の改善に資するかということについては、別な大きな観点からこれの政策論議をして方向づけていかなければならぬ、こういうふうにお考えなのであります。しかるに、地方税でありますこの問題を、閣議決定をして、そうして、金銭はともかくといたしまして、あまりにもかくれみゝで卑屈な決定をされた、こういうふうには私に解するのではありません。少なくともこういう問題は、日本国民の独立的な意欲及び国民的プライドがこれを許さない。依然としてそういう従属的な、あるいは卑屈な思想の上に立つてこういうやうな措置をするという事については、日本の国を憂へるという観点から立ちまゐりして、この問題は、そういう政治論として展開しなければならぬのではないかと、自分ではこういう意見を持つて

いるのです。だから、金子さんにいたしましたし、早川さんにいたしましたし、自治省がときの権力に屈するとか、閣議決定だというやうなことでなく、多くの矛盾点を持つておりますこの問題について、やはりオリンピックの問題については、一つの国家的、国民的な行事として、国がこれに態度を示すべきはどういう施策をもつてこたえるべきであるか、単なる一片の税金によつて——外人は御承知のとおりビジネスであります。合理主義者でありまして、日本人のやうな考えを持つておりませぬ。一片の税金が安くなつたといふやうな事によつて、観光政策にながるといふことは、ナンセンスであります。この問題は是りを正して、日本の国民感情を反映して、日本人に、やういふ卑屈な従属的な態度でなく、独立と民族的誇りを持たすといふことから、これはすみやかに撤回せよと、体を張つてでも強く皆さんと戦いたいという気持ちを持つております。あなたは政治家でありますから、細郷さんのやうな事務的な態度でなく、政治的発言をして、早川さんと協力してこの問題を解決するといふ一つの態度をお示しいただきたいと思つてあります。

○金子政府委員 後段の外人料飲税の免税の問題について、栗山先生の政治家としての御意見、まことに私も政治家として同感でございまして。ただ、御発言の中に、業界の強い圧力があつたといふやうな事や、私は、やういふ事実があつたとは思つておりませぬ。これは私事でまことに失礼でございしますが、私もホテル業者の一人でございます。

さいませんが、この問題については何ら意見も聞かなければ、相談にもあつておりませぬ。昨年ですか、この問題が取り上げられまして、前尾幹事長がここに出てまいられまして、いろいろ提案説明したあのころはちよつと私たちに声がかかりましたけれども、このたびは何らそういう動きはしてない、私は心得てゐるのであります。したがつて、その点は、栗山先生は少し思い過ぎじやないか、純然たる経済問題で、大いにこの際外貨をかぜよう、あるいは変わった面で観光客を多くしようという政治的な配慮からこういう措置がとられたものと、かようにお考えいだきたいと思つてございまして。五百円の免税点がどうだろつかという事は、これは五百円に免税点を引き上げてからまたしばらくしまして、ずいぶん酒は安くなつておりますが、ほかのものは高くなつておりますから、やはり食べものが値上がりしていけば、適当に免税点も引き上げるべきじやないか、かように考えております。ただ、料飲税の根本の問題については、私も栗山先生と同感でございまして。

○栗山委員 たいへん時間が超過して恐縮いたしております。金子先生にどろを吐かすやうな事は無理でしよう。ですから、残念ながらまた一つ点数をかせげないと思つてございけれども、要するに、今度の地方税法の改正というものが、シャウブの勧告以来の地方税の改正という大きな一つのとなえ方をされて注目いたしておりますが、総論、各論を見まして、これは問題でございます。そういう事務当局の考

え方で、貝の口をあけないとか、政治の姿勢を明らかにしないということについては——私は少数党でございまして、多くの皆さんの意見についていきまされども、おそらくこの問題はなかなか政府のお考えになつてゐるやうに、審議が促進するといふことはない。何らか、やはり九回の裏で一つ点数を上げるといふ政治的処置を期待いたしまして、私の質問を終わることになります。

○森田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

